

発議第 8 号

「防災対策の充実」を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書を会議規則第 13 条の規定により提出する。

平成 30 年 10 月 2 日 提 出

平成 30 年 10 月 日

提出者 鳥羽市議会議員 尾 崎 幹

賛成者 鳥羽市議会議員 片岡 直博

賛成者 鳥羽市議会議員 河 村 孝

賛成者 鳥羽市議会議員 山本 哲也

賛成者 鳥羽市議会議員 中世古 泉

「防災対策の充実」を求める意見書

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」をうけて、三重県防災対策部が出した「三重県地震被害想定結果」（2014年3月）では、鳥羽志摩が大きく被災した場合、鳥羽市内の避難者数は、地震発生翌日で約10,000人にのぼり、一か月後においても約2,400人が避難所生活をつづけることになると推計されています。また、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となりました。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められます。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されています。

2018年5月1日現在、鳥羽市内の小中学校13校のうち、11校（小学校7校、中学校4校）が避難所指定を受けています。しかし、防災関係施設・設備の設置率は、貯水槽等100%、普通教室のエアコン100%であるものの、自家発電設備等は90.9%、屋内運動場多目的トイレ45.45%など、十分であるとは言えません。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の緊急地震速報の受信端末の設置率は100%ではありますが、非常用通信装置の設置率は69.23%と低いのが現状で、書架・備品等の転倒落下防止対策や、ガラス飛散防止対策においても十分ではなく、早急な対策実施が強く求められます。

また、鳥羽市内の津波による浸水が予測される地域等に所在する小中学校は、13校中4校（30.8%）となっており、それらは風水害のみ対応の避難所に指定されています。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

加えて、先般の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による被害に関し、鳥羽市内には敷地内に建築基準法に違反するブロック塀を有する学校はありません。しかし、全国的にも、避難所機能に関わる部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下を危ぶみ、早期の安全点検と対策の充実を求める声も高まっているといえます。

よって、本市議会は、国に対して、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月 2日

三重県鳥羽市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様